高齢者見守り付住宅（公営住宅・改良住宅）の申込資格

次の申込資格の全部に該当し、かつ、入居収入基準を満たしている方

●単身者向け

【申込資格】

① 現在大阪市内に居住している（住民登録をしている）こと

② 60 歳以上の単身者（配偶者（内縁関係を含む。）のない方で、かつ、同居しようとする者のない方）で、自炊が可能な程度の健康状態であるか、又は、居宅において常時の介護を受けることにより自立した生活ができること

③ 申込者本人の収入が市又は国で定める基準の範囲内であり、かつ、家賃の支払い能力があること

④ 現在、住宅に困窮されていること

⑤ 申込者本人が、市営住宅に係る未納の家賃もしくは駐車場使用料又は市営住宅もしくは共同施設に係る損害賠償金がある方でないこと

⑥ 申込者本人が、本市からの明渡請求（家賃滞納を原因とする場合等を除く。）を受けて市営住宅を明け渡した方であって、かつ、その明渡しの日の翌日から起算して５年を経過していない方でないこと

⑦ 申込者本人が暴力団員でないこと

【入居収入基準】（給与所得者で特別控除のない場合）

家族人数／住宅種別		単身者
公営住宅	「高齢者世帯等」に該当する場合	4,563,999円以下
改良住宅		2,967,999円以下

※「高齢者世帯等」については、別添資料をご覧ください。

●世帯向け

【申込資格】

① 現在大阪市内に居住している（住民登録をしている）こと

② いずれか一方が60 歳以上の夫婦（内縁関係及び婚約者を含む。）のみの世帯、又はすべて60 歳以上の２名以上の親族（内縁関係及び婚約者を含む。）で構成する世帯で、いずれの方も自炊が可能な程度の健康状態であるか、又は居宅において常時の介護を受けることにより自立した生活ができること

③ 入居しようとする家族全員の収入合計が市又は国で定める基準の範囲内であり、かつ、家賃の支払い能力があること

④ 現在、住宅に困窮されていること

⑤ 申込者本人及び現在同居しているか又は同居しようとする親族（内縁関係及び婚約者を含む。）が、市営住宅に係る未納の家賃もしくは駐車場使用料又は市営住宅もしくは共同施設に係る損害賠償金がある方でないこと

⑥ 申込者本人及び現在同居しているか又は同居しようとする親族（内縁関係及び婚約者を含む。）が、本市からの明渡請求（家賃滞納を原因とする場合等を除く。）を受けて市営住宅を明け渡した方であって、かつ、その明渡しの日の翌日から起算して５年を経過していない方でないこと

⑦ 申込者本人及び現在同居しているか又は同居しようとする親族（内縁関係及び婚約者を含む。）が暴力団員でないこと

※親族及び夫婦には、大阪市ファミリーシップ制度に基づくファミリー（パートナー）シップ関係にある方を含みます。

【入居収入基準】（給与所得者が１名で特別控除のない場合）

家族人数／住宅種別		２人家族	３人家族	４人家族	５人家族	６人家族
公営住宅	「高齢者世帯等」に該当しない場合	3,511,999円以下	3,995,999円以下	4,471,999円以下	4,947,999円以下	5,423,999円以下
	「高齢者世帯等」に該当する場合	5,035,999円以下	5,511,999円以下	5,987,999円以下	6,463,999円以下	6,897,777円以下
改良住宅		3,511,999円以下	3,995,999円以下	4,471,999円以下	4,947,999円以下	5,423,999円以下

※「高齢者世帯等」については、別添資料をご覧ください。